頁	現行(令和3年3月修正)	修正(令和4年3月修正)	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	
1	2 地震防災強化計画 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)の地方公共団体は、地域防災計画において、 ①地震防災応急対策に係る措置に関する事項 ②東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ③東海地震に係る防災訓練に関する事項 ④東海地震に係る防災訓練に関する事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、①を第5編「東海地震に関する事前対策」で定め、②から④までの事項については第2編「災害予防」で定めるものとする。 (略)	2 地震防災強化計画 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第2項 に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域(以下「強化地域」とい う。)の地方公共団体は、地域防災計画において、 ①地震防災応急対策に係る措置に関する事項 ②東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ③東海地震に係る防災訓練に関する事項 ④東海地震に係る防災訓練に関する事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同 法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、計画中 に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるもの とする。 (略)	計画構成の見直し
2	3 南海トラフ地震防災対策推進計画 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成 14 年法律第 92 号) 第 5 条第 2 項に基づき、南海トラフ地震 防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の地方公共団体は地 域防災計画において、 ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の 整備に関する事項 ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の 確保及び迅速な救助に関する事項 ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項 ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、 関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との 連携協力の確保に関する事項 ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する	3 南海トラフ地震防災対策推進計画 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成 14 年法律第 92 号) 第 5 条第 2 項に基づき、南海トラフ地震 防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の地方公共団体は地域防災計画において、 ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項 ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共機関をの連携協力の確保に関する事項 ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する	計画構成の見直し

頁	現行(令和3年3月修正)			年3月修正)			修正(令和	4年3月修正)	備考
	事項を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては、津波の恐れがないため、②の計画以外の計画を第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。(略)			法 [*] には	では南海ト おいては、 災害予防」 <mark>持情報発表</mark>	・ラフ地震防災対策推 津波の恐れがないた	いらの事項について定めた部分を同 推計画と呼んでいるが、この計画 め、②の計画以外の計画を第 2 編 対策」 <u>及び第 5 編「南海トラフ地震</u> ものとする。		
		計画の				あい 計画の	*****		
2	この計	一画の構成	と主な内容は、次の		この記	十画の構成	と主な内容は、次の	とおりである。	計画構成の見
			構成	主な内容			構 成	主な内容	直し
		第1編	総則	(略)		第1編	総則	(略)	
		第2編	災害予防	(略)		第2編	災害予防	(略)	
		第3編	災害応急対策	(略)		第3編	災害応急対策	(略)	
		第4編	災害復旧·復興	(略)		第4編	災害復旧・復興	(略)	
		第5編	東海地震に関す	東海地震注意情報が発表された		第5編	南海トラフ地震	南海トラフ地震臨時情報が発表	
			る事前対策	場合、又は東海地震に関する警			臨時情報発表時	された場合の対応 等	
				戒宣言が発せられた場合の対策			<u>の対応</u>		
				<u>等</u>					
	第3章	被害想	定及び減災対策		第3章	社会	見定及び減災対策		

		見行 (令和								年3月修正)	
			りある	る地震の被害予測及で	び減災効果				かる	・地震の被害予測及で	ゾ減災効果
<1	被害量の想定結果	> 				_ <	被害量の想定結果	> T	l	T	
	揺れによる全壊	約 200 棟		上水道 (断水人口)	約 42,000 人		揺れによる全壊	約 200 棟		上水道 (断水人口)	約 42,000 人
	液状化による全壊	約10棟		下水道 (機能支障人口) *3	約 35,000 人		液状化による全壊	約10棟		下水道 (機能支障人口) *3	約 35,000 人
	津波・浸水による 全壊	5 棟未満	ライフ	電力(停電軒数)	約 24,000 軒		津波・浸水による 全壊	5 棟未満	ライフ	電力(停電軒数)	約 24,000 軒
建物被害	急傾斜地崩壊等に よる全壊	5 棟未満	フライ	固定電話 (不通回線数)	約 5,600回線	建物被	急傾斜地崩壊等に よる全壊	5 棟未満	フライ	固定電話 (不通回線 数)	約 5,600回線
害	地震火災による焼 失	5 棟未満	ン被害	携 帯 電 話 (停波基地局率) *3	約 80%	害	地震火災による焼 失	5 棟未満	ン被害	携 帯 電 話 (停波基地局率) *3	約 80%
*1	合 計	約 200 棟		都市ガス (復旧対象 戸数)	5 棟未満	*1	合 計	約 200 棟		都市ガス (復旧対象 戸数)	5 棟未満
	建物倒壊等による 死者	5 人未満		L P ガ ス (機能支障世帯)	約 400世帯		建物倒壊等による 死者	5 人未満		L P ガ ス (機能支障世帯)	約 400世帯
	浸水・津波による 死者	5 人未満	生活	避難者数 *4	約7,500人		浸水・津波による 死者	5 人未満	生活	避難者数 *4	約7,500人
人的被害	急傾斜地崩壊等に よる死者	5人未満	へ の 影	上記における 避難所避難者数:避 難所外避難者数	50:50	人的被害	急傾斜地崩壊等に よる死者	5人未満	へ の 影	上記における 避難所避難者数:避 難所外避難者数	50:50
悠害	地震火災による死 者	5 人未満	響	帰宅困難者数 * 5	約7,500~ 約8,600人	()	地震火災による死 者	5 人未満	響	帰宅困難者数 * 5	約7,500~ 約8,600人
* 2	死者数合計	5人未満	廃棄物	災害廃棄物等	約 47,000 トン	*2	7 - 1 //(1 - 1	5人未満	廃棄物	災害廃棄物等	約 47,000 トン (約 23,400 ト: *6)
*3 *4	発災1日後の想定 発災1週間後の想 平日12時	医失棟数の合計が最高に	合計	が最大となる冬夕方 なる冬深夜 5 時の場	· 18 時の場合 ·合	*5 *6	発災1日後の想定 発災1週間後の想 平日12時 「災害廃棄物対策	至 見定 <u>指針」(平</u>	成 31	が最大となる冬夕方なる冬深夜 5 時の場 なる冬深夜 5 時の場 年 4 月改定版 環境 (乗物処理計画より)	省)に基づき
							プアバーで 4 0 / 二 	<u> ハマ ヘロか</u>	<u> </u>	<u> </u>	_
有 4:	章 基本理念及び	重点を置く	くべき	事項		第4	章 基本理念及び	重点を置く	べき		

頁	現行(令和3年3月修正)	修正(令和4年3月修正)	備考
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項	
11	2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災 時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の 相互支援体制を構築する <u>こと</u> 。 また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応 急体制の整備に努めること。	2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災 時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の 相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。 その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目 等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体 制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。 また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応 急体制の整備に努めること。	防災基本計画 第1編第3章 (P5)
11	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの 作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及 び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた <u>「屋内安全確保」</u> の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの 作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び 周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の 指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図 ること。	改正後の災害 対策基本法第 60条第1項、第 3 項及び第 49 条の14関係
11	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。	防災基本計画 第 2 編第 1 章 (P27)
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第1節 実施責任	第1節 実施責任	

頁		現行(令和3年3月修正)			修正(令和4年3月修正)	備考
12	公共的団体及で 基本理念にのっる <u>警戒宣言発令時</u> 及	『防災上重要な施設の管理者 『防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法のとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、 とりで素から災害予防体制の整備を図るとともに、 とび災害時には、応急措置を実施する。 その他防災関係機関の防災活動に協力する。	- 2	公共的団体 基本理念にの 災害時には、	及び防災上重要な施設の管理者 及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法のっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、 応急措置を実施する。 県その他防災関係機関の防災活動に協力する。	計画構成の見 直し
	第2節 処理すべき	き事務又は業務の大綱	第	2節 処理す	べき事務又は業務の大綱	
13	1 市		1	市		計画構成の見
	機関名 市	内容	2	機関名 市 県機関	内容 (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 (略) (3) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。 (略) (6) 避難の指示を行う。 (略) (18) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。	直し 改 改 変 を を を を を を を の の の の を を を の の の の の の の の の の の の の
14	機関名	内容(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連		機関名	内 容 (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報 (南海トラフ地震に関連する情報等を含む。) の収集伝達を行う。	計画構成の見

頁		現行(令和3年3月修正)		修正(令和4年3月修正)	備考
	県警察署	— (1) 火日州 <u>大阪 </u>	県警察(豊田警察署)	(2) 災害広報 (南海トラフ地震に関連する情報 (巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。 (略) (5) 避難の指示を代行することができる。 (略) (26) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略) (1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (略) (3) 被害実態の早期把握と情報 (南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。 (略) (8) 災害時等における交通秩序の保持を行う。 (略)	直し 改対 60 係 計直 改対 60 係 計直 改対 60 係 計直 改対 60 係
15	3 指定地方行	(略) 攻機関	3 指定地方行機関名	政機関 内容	
10	機関名 中部管区 察局	内容 (略) (6) 津波警報等の伝達を行う。	中部管区警察局東海財務局	(略) (削除) (略)	-1 1 1
	東海財務		木件的切印	(削除)	計画構成の見

頁		現行(令和3年3月修正)			修正(令和4年3月修正)	備考
	(略) 中 備 屋 所)	(4)警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、 適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。 (5) (略) (6) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (7) 上記(1)~(6) の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。 (略) (略) (2) 地震防災応急対策ア警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。 イ道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。		(略) 中部地方整 備局道事務 所)	(4) (略) (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (6) 上記(1)~(5) の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。(略) (略) (略) (削除)	直し
		(3) (4) 応急復旧		(略)	(略)	
		(略)		\ # µ/	(PH7	
20	(略)	(略)	4	- 自衛隊		
	,			機関名	内 容	
	4 自衛隊			自衛隊	(略)	
	機関名	内 容			<u>(削除)</u>	

頁			現行(令和3年3月修正)			修正(令和4年3月修正)	備考
		自衛隊	(略)				計画構成の見
			(2) 東海地震注意情報の発表に伴う措置				直し
			ア 師団司令部に指揮所を開設する。				
			<u>イ 各部隊は災害派遣準備に着手する。</u>				
			ウ 連絡班及び偵察班の派遣を準備する。				
			エ 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指		(肖	<u>『除)</u>	
			揮・連絡活動を実施する。				
			(3) 警戒宣言が発せられたときの措置				
			ア非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派				
			造準備を促進する。				
			<u>イ 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中</u>				
			<u>する。</u> ウ 所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応				
			り				
			エ 愛知県地震災害警戒本部(状況により他の機)		(2)) (略)	
			関)へ連絡班(連絡幹部)を派遣する。		(2)	<u>/</u>	
21			(4) (略)	5	指定公共機関		
21					機関名	内 容	
	5	指定公共機関			(略)	(略)	
		機関名	内 容		独立行政法	(略)	
		(略)	(略)		人水資源機	(削除)	計画構成の見
		独立行政法	<u>(1)</u> (略)		構		直し
		人水資源機	(2) 東海地震注意情報が発表されたときは、中				
		構	部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対		(略)	(略)	
			策の円滑な推進を図る。		日本放送協	(1) 激甚な大規模災害が発生した場合には、災	
		(略)	(略)		会	害対策本部を設置し、万全の体制を整える。	
		日本放送協	(1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大			(2) (75)	
		会	規模災害が発生した場合には、災害対策本部を			(2) (略)	
			設置し、万全の体制を整える。				
			(2) (略)			(2) (四久)	
			(3) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とし				
			て、東海地震に関連する情報等の放送を行う。			<u>(4)</u> 大津波警報、津波警報、津波注意報、 <mark>緊急地</mark>	

頁		現行(令和3年3月修正)		修正(令和4年3月修正)	備考
		<u>(4)</u> (略)		震速報(警報)、地震情報等及び被害状況等の	
		(5) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地		報道を行う。	
		震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行		<u>(5)</u> (略)	気象業務法第
		<u>5.</u>	中日本高速	_(削除)_	15 条第 6 項に
		<u>(6)</u> (略)	道路株式会		基づく整理
	中日本高速	(1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等を伝	社	(略)	
	道路株式会	<u>達する。</u>	(略)	(略)	
	社	<u>(2)</u> (略)	中部電力パ	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、	
	(略)	(略)	ワーグリッ	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発	
	中部電力パ	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、	ド株式会社	せられた場合には電力施設の応急安全措置等	
	ワーグリッ	東海地震注意情報が発表された場合、並びに南	(豊田営業	災害予防に必要な応急対策を実施する。	
	ド株式会社	海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せ	所)		
	(豊田営業	られた場合又は警戒宣言が発せられた場合に			
	所)	は電力施設の応急安全措置等災害予防に必要		(略)	
		な応急対策を実施する。	東邦瓦斯株	(略)	
		(略)	式会社(豊	_(削除)_	
	東邦瓦斯株	(略)	田営業所)		
	式会社(豊	(2) 東海地震注意情報が発表された場合、災害			
	田営業所)	対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を		(2) (略)	
		<u>行う。</u>	(略)	(略)	
	1-5:	(3) (略)	西日本電信	_(削除)_	
	(略)	(略)	電話株式会		
	西日本電信	(1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地	社	ARIAN	
	電話株式会	震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨			
	社	時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。			
		(2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地			
		震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨			
		時)等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に		(1) ~ (5) (略)	
		他に地信か必要な場合に地信設備を優先的に 利用させる。	(略)	(略)	
		<u>利用させる。</u> (3) ~ (7) (略)	株式会社N	(削除)	
	(略)	(TA) (TA)	休式芸社N	<u>(日11本)</u>	
	(元月)	\MD/	11174		

頁		現行(令和3年3月修正)	修正(令和4年3月修正)	備考
	株式会社NTTドコモ	(1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。		
24	(略) (略) (略) (略) (格関名 (略) (略) (のの) (のの) (のの) (のの) (のの) (のの) ((3) ~ (5) (略) (略) (内 容 (略) (1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。 (2) (略) (略)	機関名 内容 (略) (略) 一般社団法 (削除) 人愛知県ト ラック協会 (略) (略)	計画構成の見直し
	第2編 災害予防		第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社	会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
29	2 自主防災組織に 自主防災組織は <u>警戒宣言発令時</u> 及 う努めるものとす (1) 平常時の活動 (略) (2) 警戒宣言発令 ア 市町村、消 イ 県民のとる ウ 高齢者や病	は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時 なび災害発生時において効果的に防災活動を行うよ る。 時の活動 防機関等からの情報の伝達 べき措置の呼びかけ	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 2 自主防災組織における措置 自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及 び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとす る。 (1) 平常時の活動 (略) (削除)	計画構成の見直し

頁	現行(令和3年3月修正)	修正(令和4年3月修正)	備考
	(3) 災害発生時の活動	<u>(2)</u> 災害発生時の活動	
	(略)	(略)	
30	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	表記の整理
	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催	(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催	
	市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボラン	市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボラン	
	ティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整	ティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整	
	役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。 このため、	役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。 このため、	
	市は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコー	市は、 <u>ボランティア</u> コーディネーターの養成に努めるとともに、養	
	ディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るた	成した <u>ボランティア</u> コーディネーターに対し、コーディネートの知	
	めの <u>フォローアップ</u> 研修等を実施する。	識・技術の向上を図るための <u>レベルアップ</u> 研修等を実施する。	
	なお、市は、養成したコーディネーターに県が実施する <u>フォロー</u>	なお、市は、養成した <mark>ボランティア</mark> コーディネーターに県が実施	
	<u>アップ</u> 講座等を受講させるものとする。	する <u>レベルアップ</u> 講座等を受講させるものとする。	
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
33	■ 基本方針	■ 基本方針	表記の整理
	○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学		
	会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災	会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災	
	上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震	上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震	
	性を強化して <mark>崩壊</mark> 防止に努める必要がある。	性を強化して <mark>倒壊</mark> 防止に努める必要がある。	
	(略)	(略)	
	第2節 交通関係施設等の整備	第2節 交通関係施設等の整備	
36	2 道路施設	2 道路施設	計画構成の見
	(1) 道路・橋梁等の整備	(1) 道路・橋梁等の整備	直し
	ア 災害に強い道路ネットワークの整備	ア 災害に強い道路ネットワークの整備	
	大地震等の災害発生時においても、市民に及ぼす影響を最小化	大地震等の災害発生時においても、市民に及ぼす影響を最小化	
	し、災害応急活動 <mark>および警戒宣言発令時対策活動</mark> の実施に必要な	し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸	
	物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事	送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整	
	前に指定するとともに、その整備に努める。	備に努める。 <u>さらに、必要な代替ルートの確保に努める。</u>	
	(略)	(略)	
	第3節 ライフライン関係施設等の整備	第3節 ライフライン関係施設等の整備	
38	1 施設管理者及び市における措置	1 施設管理者及び市における措置	表記の整理

頁	現行(令和3年3月修正)	修正(令和4年3月修正)	備考
	(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 (追加)	(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、市、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。 ◆附属資料第43—11「災害時における相互協力に関する協定書(中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー豊田営業所)	協定の締結による追加
	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
46	1 市における措置 市は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」に事業を盛り込み、 <u>警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な</u> 施設等を整備するものとする。	1 市における措置 市は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づき県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」に事業を盛り込み、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備する	計画構成の見 直し 表記の整理
	第3章 都市の防災性の向上	第3章 都市の防災性の向上	
48	■基本方針 ○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業において面的整備事業を促進する。	■基本方針 ○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業において面的整備事業を促進する。 また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。	都市再生基本 方針 (R2.9) を 踏まえた修正
	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	

頁	現行(令和3年3月修正)	修正(令和4年3月修正)	備考
50	 ■ 基本方針 (略) ○ 県より土砂災害危険箇所や地盤沈下地域の情報の提供を受け、必要な防災対策を積極的に実施し、県に対しても必要な措置の実施を働きかけしていくものとする。 ■ 主な機関の措置 区 分 機関名 主な措置 第4節 市 (1)土砂災害危険箇所等に関する措置 (略) 	 ■ 基本方針 (略) ○ 県より土砂災害警戒区域や地盤沈下地域の情報の提供を受け、必要な防災対策を積極的に実施し、県に対しても必要な措置の実施を働きかけしていくものとする。 ■ 主な機関の措置 区分機関名 主な措置 第4節 市 (1)土砂災害警戒区域等に関する措置 (略) 	県災に災等では、 は大きのでである。 は、は、 は、までである。 は、までは、
	第4節 土砂災害の防止	第4節 土砂災害の防止	
51	市における措置 (1) 土砂災害危険箇所等に関する措置 ア 市は、県より、あらかじめ土砂災害危険箇所についての情報提供を受け、適正な土地利用が図られるように努める。 (略) (2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。ウ 市は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。	 市における措置 (1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 ア 市は、県より、あらかじめ土砂災害警戒区域についての情報提供を受け、適正な土地利用が図られるように努める。 (略) (2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 ウ 市は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報 [土砂災害])が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。 	改対 60 条 の本 1 項 終基 第 1 の 整理 の本 2 で 策 条 で を を と で を を を を を を を を を を を を を を を
	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
55	市における措置 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対 策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職 員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資 機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等につ	市における措置 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対 策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職 員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資 機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等につ	防災基本計画 第 2 編第 1 章 (P22)

いて徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当<u>部局</u>が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当<u>部局</u>及び男女共同参画センターの役割について、防災担当<u>部局</u>と男女共同参画担当<u>部局</u>が連携し明確化しておくよう努める。

(12) 防災情報システムの整備

市は、県防災行政無線を活用する防災情報システムにより、県、 県内市町村及び防災関係機関との間で、人的被害、住家被害、ライ フライン被害、道路、河川、砂防被害などの被害情報、<u>避難勧告</u>情 報、避難所の開設情報をリアルタイムの情報で共有化し、迅速的確 な応急対策を実施する。

さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

また、市は被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

いて徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、<u>みよし市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、</u>男女共同参画担当<u>課</u>が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当<u>課</u>及び男女共同参画センターの役割について、防災担当<u>課</u>と男女共同参画担当<u>課</u>が連携し明確化しておくよう努める。

(12) 防災情報システムの整備

市は、県防災行政無線を活用する防災情報システムにより、県、 県内市町村及び防災関係機関との間で、人的被害、住家被害、ライ フライン被害、道路、河川、砂防被害などの被害情報、<u>避難</u>情報、 避難所の開設情報をリアルタイムの情報で共有化し、迅速的確な応 急対策を実施する。

さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

また、市は被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

改正後の災害対 策基本法第 60 条第1項関係

第6章 避難行動の促進対策

第6章 避難行動の促進対策

地震:	災害对策計画 新旧	Ⅎ对照表						
60	■ 基本方針				基本方針			改正後の災害対
	○ <u>避難勧告等</u> は、空	≧振りをお	るそれず、住民等が適切な避難行動をとれ	0	避難情報は、空振	りをおそ	それず、住民等が適切な避難行動をとれる	策基本法第 60
	るように、発令基準	≛を基に <mark>↓</mark>	<u>達難勧告等</u> を発令する。		ように、発令基準	を基に <u>避</u>	<mark>難情報</mark> を発令する。	条第1項関係
	(追加)			0	防災情報を災害の	の切迫度	に応じて、5段階の警戒レベルにより提	基本方針の追加
					供するとともに、j	避難情報	はに対応する警戒レベルを明確にして対象	
					者ごとに警戒レベ	ルに対応	したとるべき避難行動がわかるように伝	
							民の積極的な避難行動の喚起に努める。	
	○ 災害情報共有シス	ステム(L	アラート) の活用による報道機関等を通	0	災害情報共有シス	テム(L	レアラート) の活用による報道機関等を通	改正後の災害対
			報メール機能等を活用して、 <u>避難指示(緊</u>				速報メール機能等を活用して、 <mark>避難情報</mark>	策基本法第 60
	<u>急)等</u> の伝達手段の多	多重化・多	3様化を図る。		の伝達手段の多重的	化・多様	化を図る。	条第1項関係
	(略)				略)			
	■主な機関の措置				主な機関の措置		,	
	区分	機関名	主な措置		区 分	機関名	主な措置	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	第3節	市	1(1) マニュアルの作成		第3節	市	1(1) マニュアルの作成	
	避難勧告等の判		2(2) 判断基準の設定等に係る助言		避難情報の判		2(2) 判断基準の設定等に係る助言	
	断・伝達マニュ		3(3) 事前準備		断・伝達マニュ		3(3) 事前準備	
	アルの作成				アルの作成			
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
		*0÷###		Arte		00 ## L== +m	○	
		<u> 避難指示</u>	(緊急)等の情報伝達体制の整備	- 1-	1節 気象警報や	姓難 情報	の情報伝達体制の整備	-1 1/2 - 1/2 1/2
60	(略)			(略)			改正後の災害対
								策基本法第 60
		- Joseph Control						条第1項関係
		の判断・	伝達マニュアルの作成			判断。伝	達マニュアルの作成	
61	市における措置	r. 15			市における措置			改正後の災害対
	(1) マニュアルの作		and that fall all a smither out the second the following that the files of the smither than the smither	(1) マニュアルの作	/ / -		策基本法第 60
	市は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備、高齢者等避難開始							条第1項及び第
	等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝					万法を明]確にしたマニュアルを作成するものとす	3 項関係
			エアルを作成するものとする。		る。	11 1 7		
			ての情報を踏まえること				欠の情報を踏まえること	
	(ア) 気象予警報及				(ア) 気象予警報及			
	イ 避難勧告等に	-関するカ	<u>イドライン」</u> (内閣府) を参考にすること	<u> </u>	イ <u>「避難情報に関</u>	するガイ	<mark>(ドライン」</mark> (内閣府)を参考にすること。	

- ウ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざと いうときに市長自らが躊躇なく避難指示(緊急)を発令できるよう、 具体的な区域を設定すること。
- (ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年 5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域
- エ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場 合等をやむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ず べきことにも留意すること
- (2) 判断基準の設定等に係る助言 (略)
- (3) 事前準備

市は、避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に 必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法 を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必 要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時 における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行する ための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるもの とする。

- ウ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざと いうときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的 な区域を設定すること。
- (7) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年 5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域
- エ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場 合等をやむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講 ずべきことにも留意すること
- (2) 判断基準の設定に係る助言 (略)
- (3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必 要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を 取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要 な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時に おける優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するた めの役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものと する。

改正後の災害対 策基本法第 60 条第1項関係

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 62

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速 な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を 作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾 濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生すること を考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

(略)

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速 な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を 作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾 濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生すること を考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

(略)

第5節 避難に関する意識啓発

市における措置 63

(2) 避難のための知識の普及

第5節 避難に関する意識啓発

市における措置

(2) 避難のための知識の普及

改正後の災害対 策基本法第 60 条第1項関係

改正後の災害対

策基本法第 60

市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ・<u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること
- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場 所を避難先として選択すべきであること(特に、指定緊急避難場 所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害にお いては当該施設に避難することが不適当である場合があること)
- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得
- (3) その他

(略)

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
- ・<u>避難情報</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急 避難場所<u>や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避</u> <u>難先への立退き避難を基本</u>とすること。<u>あらかじめ、避難経路</u> や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること)
- ウ緊急避難場所、避難所滞在中の心得
- (3) その他

(略)

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

工業標準化法の改正に伴う修正

条第1項及び第

3項関係

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

66 **市における措置**

- (2) 指定避難所の指定
 - ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

市における措置

- (2) 指定避難所の指定
 - ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

1 ㎡/人

発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面 積 新型コロナウイルス感染 要占有面積の考え方を前記。(「避難型コロナウイルスを対する。」では、おけるイルス感染 は大きのですが、アイン」)

2 ㎡/人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積及び都市大火からの遊
	難に必要な占有面積
	(指定一時避難場所、広域避難場所)
3 ㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積
	(避難所、福祉避難所)

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

(追加)

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

(略)

- (5) 避難所の運営体制の整備
- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(追加)

第2節 要配慮者支援対策

2 ㎡/人 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積 3 ㎡/人 避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で $3m \times 3m$ の1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は $1\sim 2m$ 以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

(略)

- (5) 避難所の運営体制の整備
- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある 状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・ 運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

防災基本計画 第2編第1章 (P39)

市及び社会福祉施設等管理者における措置

(3) 避難行動要支援者対策

市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、円滑 かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する避難行動 要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、避難行動 要支援者支援体制の構築を図るものとする。

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、平 常時から関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国 人等の情報を把握するものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

市は、市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者 について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又 は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基 礎とする名簿を作成する。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合 においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管 理に努めるものとする。

(ア)避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。 ・身体障がい者のうち、肢体不自由の障がいの程度が1級から

市及び社会福祉施設等管理者における措置

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、円滑 かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支 援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿 に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署 の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿 の更新に関する事項等について定めるとともに、細目的な部分に ついては、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に 登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者につい て避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努 めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて 当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでは ない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域 の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難 計画を作成するよう努めるものとする。 (削除)

移動

イ 避難行動要配慮者名簿の整備等 (削除)

(削除)

(7) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、

表記の整理

改正後の災害対 策基本法第 49 条の14関係

(3)イ(ア)へ

3級まで、視覚障がいの程度が1級若しくは2級、又は聴覚障がいの程度が1級若しくは2級の者

- ・知的障がい者のうち、その障がいの程度がA判定の者
- ・在宅の要介護高齢者であって、介護保険法に規定する要介護 状態区分の3から5までに認定される者
- ・難病患者で、自ら避難することが困難な者
- ・自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者で、避難にあたり支援が必要と市が認めた者
- ・避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿への掲載を求めた 者で、避難にあたり支援が必要と市が認めた者
- (イ)避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
 - 避難行動要支援者名簿に掲載する情報

避難行動要支援者名簿に掲載する情報は、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号そのた連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他、避難支援等の実施に関し必要な事項とする。

情報の入手方法

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部局が把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。又、 難病患者等の情報は、愛知県等関係機関に情報の提供を求める。

(ウ)名簿情報の更新

避難行動要支援者の情報は、死亡や転入・転出等により常に変化するため、1年に1回以上の更新を行う。

ウ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、平常時から避難支援等の実施に必要な限度において避難支援等関係者に対し名簿情報を提供するものとし、提供する名簿情報は、避難支援等関係者への名簿情報の提供について避難行動要支援者の同意が得られた者のみとする。

(ア)避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者の避難の実施に関わる避難支援等関係者の範囲は次のとおりとする。

• 自主防災会

平常時から関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、 外国人等の情報を把握するものとする。

- (イ)避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する情報

避難行動要支援者名簿に掲載する情報は、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他、避難支援等の実施に関し必要な事項とする。

(2)情報の入手方法

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部局が把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。又、 難病患者等の情報は、愛知県等関係機関に情報の提供を求める。

(ウ)名簿情報の更新

避難行動要支援者の情報は、死亡や転入・転出等により常に 変化するため、1年に1回以上の更新を行う。

(工) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、平常時から避難支援等の実施に必要な限度において避難支援等関係者に対し名簿情報を提供するものとし、提供する名簿情報は、避難支援等関係者への名簿情報の提供について避難行動要支援者の同意が得られた者のみとする。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者の避難の実施に関わる避難支援等関係者の範囲は次のとおりとする。

· 自主防災会

- 民生児童委員
- · 尾三消防組合
- 豊田警察署

(1)名簿情報の管理

避難支援等関係者に提供する避難行動要支援者名簿には、 避難行動要支援者の住所や氏名、要介護状態や障がい支援区 分等の秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関 係者が適正な取り扱いをするよう市は次の措置を講じる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・災害対策基本法により避難支援等関係者個人に守秘義務が 課せられていることを十分に説明する。
- ・名簿は施錠可能な場所へ保管する等、厳重な保管を指導する。
- ・必要以上に名簿の複製をしないよう指導する。
- ・名簿の提供先が団体である場合は、その団体内で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- ・災害時及び平常時の避難行動支援活動以外の目的で利用しないよう指導する。
- ・適正な取り扱いを行う旨の誓約書を提出させる。

(追加)

- · 民生児童委員
- · 尾三消防組合
- 豊田警察署

(2)名簿情報の管理

避難支援等関係者に提供する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の住所や氏名、要介護状態や障がい支援区分等の秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者が適正な取り扱いをするよう市は次の措置を講じる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に 限り提供する。
- ・災害対策基本法により避難支援等関係者個人に守秘義務が課 せられていることを十分に説明する。
- ・名簿は施錠可能な場所へ保管する等、厳重な保管を指導する。
- ・必要以上に名簿の複製をしないよう指導する。
- ・名簿の提供先が団体である場合は、その団体内で名簿を取り 扱う者を限定するよう指導する。
- ・災害時及び平常時の避難行動支援活動以外の目的で利用しな いよう指導する。
- ・適正な取り扱いを行う旨の誓約書を提出させる。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア)個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又 は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由 等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電 話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路そ の他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計 画を作成するよう努める。

(イ)避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関

改正後の災害対 策基本法第 49 条の15 関係

表記の整理

工 (略)

(4) 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

第9章 広域応援体制の整備

75 ■ 基本方針

○ 市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急 活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、 広域的な応援体制の整備を図るものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害

係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める 等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が 生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への 郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、 平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについ て周知を行う。

(ウ)個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ (略)

(4) 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略)

第9章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

○ 市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る<u>とともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の</u>整備に努めるものとする。

表記の整理表記の整理

22

等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

■ 工な版例の	71616	
区分	機関名	主な措置
第1節	市	(1) 応援協定の締結等
広域応援体		(2) 関係団体等との協力体制の確立
制の整備		(3) 応援要請・受入れ体制の整備
		(4) <u>防災活動拠点の確保等及び</u> 受援体制
		の整備
第2節	市、尾三	(1) 緊急消防援助隊
応援部隊等	消防組	(2) 広域航空消防応援
に係る広域	合	(3) 広域消防相互応援協定
応援体制の		(4) 自衛隊
整備		
第3節	市	(1)災害時の円滑な物流に向けた体制の
支援物資の		検討
円滑な受援		(2)訓練・検証等
供給体制の		
整備		

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災 害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方 に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

■ 土 4 (機関の	■ 土な機関の信直				
区分	機関名	主な措置			
第1節	市	(1) 応援協定の締結等			
広域応援 <u>・受</u>		(2)関係団体等との協力体制の確立			
援体制の整		(3) 応援要請・受入れ体制の整備			
備		(4) 受援体制の整備			
第2節	市、尾三	(1)緊急消防援助隊			
応援部隊等	消防組	(2) 広域航空消防応援			
に係る広域	合	(3) 広域消防相互応援協定			
応援 <u>・受援</u> 体		(4) 自衛隊			
制の整備					
第3節	市	(1)災害時の円滑な物流に向けた体制の			
支援物資の		検討			
円滑な受援		(2)訓練・検証等			
供給体制の					
整備					
<u>第4節</u>	直	防災活動拠点の確保等			
防災活動拠					
点の確保等					

第1節 広域応援体制の整備

75 (略)

(4) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備

ア 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

(略)

(4) 受援体制の整備

ア(削除)

表記の整理 表記の整理 第2節の防災活 動拠点の確保等 を第4節へ整理

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

イ 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。

また、県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援</u> 職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活 用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるもの とする。

ウ 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

市は国の活動に対応した受援計画を策定し、防災機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

エ 訓練、検証等

市は、相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

ア 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員確保制</u> <u>度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、 発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

イ 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料<u>調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保供給</u>、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

市は国の活動に対応した受援計画を策定し、防災機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

<u>ウ</u> 訓練、検証等

市は、相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

防災基本計画 第 2 編第 1 章 (P27)

表記の整理

第1節の防災活

動拠点の確保等

	76	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備
			第4節 防災活動拠点の確保等
ĺ	76	ア 防災活動拠点の確保等	市における措置
		市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよ	市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、

う、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の を第4節へ整理 自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、 拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルー 資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確 │表記の整理 ト等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の 保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める 共有に努めるものとする。 ものとする。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・ なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利 利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保 便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸 道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点につ 送拠点について把握・点検するものとする。 いて把握・点検するものとする。 (追加) ◆附属資料第6「防災活動拠点」 第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第10章 防災訓練及び防災意識の向上 ■ 基本方針 ■ 基本方針 ○ 地震災害を最小限に食い止めるには、市等防災関係機関による災害 ○ 地震災害を最小限に食い止めるには、市等防災関係機関による災害 防災基本計画 対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害につ 対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害につ 第1編第3章 いての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うと いての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深 (P6) を踏まえ いう意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民 め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動 た修正 相談等を通じて防災意識の向上を図る が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて 防災意識の向上を図る 第2節 防災のための意識啓発・広報 第2節 防災のための意識啓発・広報 市における措置 市における措置 計画構成の見直 (1) 防災意識の啓発 (1) 防災意識の啓発 し(別紙へ整理) 市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基 市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよ づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、 う、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心 次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 また、地震災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災 啓発する。 また、地震災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災 教育の推進を図る。 さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりや 教育の推進を図る。 さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりや すく発信するよう努める。 すく発信するよう努める。 (略) (略) エ 警報等や避難勧告等の意味と内容 エ 警報等や避難情報の意味と内容 ク 緊急地震速報や避難勧告等の発令時にとるべき行動 ク 緊急地震速報や避難情報の発令時にとるべき行動

(略)

- セ 東海地震の予知に関する知識
- <u>ツ</u> 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれ に基づく措置の内容
- タ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出 火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及 び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- <u>チ</u> 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に 関する知識

- (2) 防災に関する知識の普及

(略)

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育 及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひと りが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する 啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて 配布する。

- ア 平常時の心得に関する事項
- イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項
- ウ 地震発生時の心得に関する事項
- 工 緊急地震速報の利用の心得に関する事項
- (3) 自動車運転者に対する広報

市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

(略)

(削除)

(削除)

- セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真 を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 业震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して 行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とる べき行動に関する知識
- <u>タ</u> 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に 関する知識

防災基本計画 第2編第1章 (P15)

- <u>チ</u> 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- 一次 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 防災に関する知識の普及

(略)

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育 及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひと りが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する 啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて 配布する。

ア 平常時の心得に関する事項

(削除)

- ✓ 地震発生時の心得に関する事項
- ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項
- (3) 自動車運転者に対する広報

市及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

表記の整理。

地辰	災告对東計画 新旧对职表		
	市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。	市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。	
	第3節 防災のための教育	第3節 防災のための教育	
81	2 市における措置 市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。	2 市における措置 市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。 (1) ~ (4) (略) (削除) (削除) (削除) (5) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識 (6) ~ (8) (略)	計画構成の見直 し(別紙へ整理) 計画構成の見直 し(別紙へ整理)

86	第 12 章 南海トラ	フ地震臨時情報に対する防災対応	<u>(削除)</u>		第5編へ整理
	第3編 災害応急	対策	第3編 災害応	急対策	
	第1章 活動態勢	(組織の動員配備)	第1章 活動態	勢(組織の動員配備)	
	第1節 災害対策	本部の設置・運営	第1節 災害対抗	策本部の設置・運営	
94	1 市における措	置	1 市における	惜置	表記の整理
	(1) 市災害対策本	部の設置	(1) 市災害対策	5本部の設置	
	(略)		(略)		
		設置基準		設置基準	
	・ 市域に相当規模	其の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき	・市域に相当規	見模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき	
	・市域に震度5頭	弱以上の地震が発生したとき	・市域に震度 5	i 弱以上 <mark>を観測した</mark> 地震が発生したとき	
	・その他災害対策	受本部長が必要であると認めたとき	・その他災害対	†策本部長が必要であると認めたとき	表記の整理
	(4) 非常配備体制		(4) 非常配備準		
	(略)		(略)		
	区分	参集基準	区分	参集基準	
	非常配備準備体	・東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表さ	非常配備準備係	・ 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表さ	
	制	れたとき	制	れたとき	
		・市域に震度3以下の地震が発生し、軽易な被害		・市域に震度3以下を観測した地震が発生し、軽	
		の発生の報告があっ		易な被害の発生の報告があったとき	
		たとき		・南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され	
		・南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表され		たとき	
		たとき	第1非常配備	・市域に震度4を観測した地震が発生したとき	
	第1非常配備	・市域に震度4の地震が発生したとき		・小規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあ	
		・小規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあ		るとき	
		るとき		・非常配備準備態勢において招集が必要と判断	
		・非常配備準備態勢において招集が必要と判断		したとき	
		したとき		・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)又は	
		・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)又は		南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発	
		南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発	<i>/</i> // 0 → 1 → 1 → 1 → 1 → 1 → 1 → 1 → 1 → 1 →	表されたとき	
	安 0 北海司海	表されたとき	第2非常配備	・東海地震注意情報が発表されたとき	
	第2非常配備	・東海地震注意情報が発表されたとき		・市域に震度5弱<u>を観測した</u>地震が発生したと	
		・市域に震度5弱の地震が発生したとき ・相当規模の災害が発生し、または発生する恐れ		さ ・相当規模の災害が発生し、または発生する恐れ	
		があるとき		があるとき	

地展火音对象計画 机	・その他本部長が必要と認めたとき			その他本部長が	必要と認めたとき		
第3非常配備	・東海地震予知情報(警戒宣言)が発令されたき。 ・市域に震度5強以上の地震が発生したとき・市の全域に大災害が発生、もしくは発生するれがあるとき、又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想されとき・その他本部長が必要と認めたとき	恐 る	配備 •	東海地震予知情き。 市域に震度5所たとき 市の全域に大災れがあるとき、 甚大と予想され その他本部長が	報(警戒宣言)が発令され 銀以上を観測した地震が発 害が発生、もしくは発生す 又は全域でなくとも被害か るとき 必要と認めたとき	き生し - る恐 ぶ特に	
(追加)	<u>(追加)</u>				トラフ地震に関連する情報 した情報(東海地震に関連		
第2節 職員の派遣	要請	第2節 單	職員の派遣要	詩			
(4)被災市町村へ(市は、被災市町村	1 市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮 した職員の選定に努めるものとする。 (追加)			子めるものとする	5場合、地域や災害の特性 5。 <u>その際、新型コロナウ</u> <u>遣職員の健康管理やマスク</u>	イルス	
第2章 避難行動		第2章 前	辟難行動				
■ 主な機関の措置 区分 第1節 地震情報等の伝達 第3節 住民等の避難誘導	機関名 主な措置 気象庁 <u>又は</u> 1(1) 地震に関する情報 <u>の</u> 名古屋地方 表・伝達	第1節 津波警幸 第3節	機関の措置 分 最等の伝達 の避難誘導	機関名 気象庁 <mark>及び</mark> 名古屋地方 気象台 市	主な措置 1(1) 地震に関する情報 <u>金表及び伝達</u> (略)		長記の整理
第1節 地震情報等	F の伝達	第1節 5	也震情報等の)伝達			

99 1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置

気象庁<u>又は</u>名古屋地方気象台は、地震に関する情報を<u>発表する</u>。 (略)

(1) 地震に関する情報等

ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、<mark>緊急地震速報</mark>を発表する。

(略)

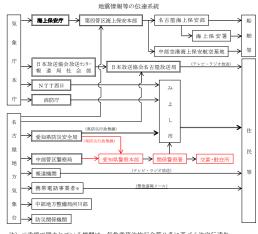
2 県における措置

(1) 気象庁<u>又は</u>名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、 関係市町村に通知(緊急地震速報を除く)するものとする。 (略)

4 報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から<mark>緊急地震速報</mark>が通知されたときは、直 ちに当該情報の放送を行う。

6 地震情報等の伝達



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条に基づく法定伝達先。 注工 直線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が 業務づけられている伝達終記

1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁<u>及び</u>名古屋地方気象台は、地震に関する情報<u>等</u>を<u>発表・伝達</u>する。

(略)

(1) 地震に関する情報等

ア 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、<u>緊急地震速報(警報)</u>を発表する。

(略)

2 県における措置

(1) 気象庁<u>及び</u>名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、 関係市町村に通知(緊急地震速報を除く)するものとする。 (略)

4 報道機関における措置

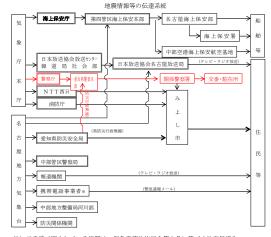
日本放送協会は、気象庁から<mark>緊急地震速報(警報)</mark>が通知されたと きは、直ちに当該情報の放送を行う。

表記の整理理

表記の整理

表記の整理

6 地震情報等の伝達



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が 養務づけられている伝達器を

第2節 避難の指示

101 | 1 市における措置

第2節 避難の指示

1 市における措置

改正後の災害

(1) 避難の指示等

地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、 特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを</u> 勧告又は指示する。

なお、市長が立ち退きの指示を行うことができないと判断した とき、又は市長から要請があった時は警察官が、また、市長又は 警察官が指示を行うことができない時は自衛官が、避難の指示を することができる。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、<u>避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

(3)避難の勧告・指示の内容

避難の勧告・指示をする場合には、次の内容を明示して実施する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難勧告又は避難指示(緊急)の理由
- オ その他の必要な事項
- (4)避難の措置と周知

<u>避難の勧告若しくは指示</u>をした場合は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を 図るものとする。

(5)住民への伝達方法

ア <u>避難の勧告・指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防 災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域 の住民に迅速・的確に伝達する。

イ (略)

ウ <u>避難の勧告・指示</u>は、できる限り、その理由、対象地域、避難 先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(略)

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

(1) 避難の指示等

地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、 特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを</u> 指示する。

なお、市長が立ち退きの指示を行うことができないと判断した とき、又は市長から要請があった時は警察官が、また、市長又は 警察官が指示を行うことができない時は自衛官が、避難の指示を することができる。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、<u>避難のための立退き</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

(3)避難の指示の内容

避難の指示をする場合には、次の内容を明示して実施する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他の必要な事項
- (4)避難の措置と周知

<u>避難の指示</u>をした場合は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(5)住民への伝達方法

ア <u>避難の指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政 無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民 に迅速・的確に伝達する。

イ (略)

ウ <u>避難の指示</u>は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避 難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(略)

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

対策基本法第 60条第1項及 び第3項関係

改正後の災害 対策基本法第 60条第1項関 係

	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達	
104	1 市の措置	1 市の措置	表記の整理
	(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告	(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告	改正後の災害
	市は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応	市は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応	対策基本法第
	急対策活動情報(応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の	急対策活動情報(応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の	60条第1項関
	必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。	必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。	係
	この場合において、市長は、被害の発生地域、 <mark>避難勧告等</mark> の措置	この場合において、市長は、被害の発生地域、 <mark>避難情報</mark> の措置を	
	を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報シス	講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システ	
	テムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	ムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	
	(略)	(略)	
	(4) 火災、災害即報要領に基づく報告	(4) 火災、災害即報要領に基づく報告	
	ア 市は、災害即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以	ア 市は、 <mark>火災、</mark> 災害即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267	
	下「即報要領」という。) に定める即報基準に該当する災害を覚知し	号。以下「即報要領」という。)に定める即報基準に該当する <u>火災、</u>	
	たときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、	災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、	
	その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちか	わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明し	
	ら逐次報告する。(第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接	た事項のうちから逐次報告する。(第一報に際し、県に連絡が取れな	
	内閣総理大臣(消防庁経由)に報告し、連絡が取れ次第、県にも報	い場合は、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告し、連絡が取れ	
	告を行うことに留意する。)	次第、県にも報告を行うことに留意する。)	
	また、一定規模以上の災害(即報要領「第3直接即報基準」に該	また、一定規模以上の災害(即報要領「第3直接即報基準」に該	
	当する災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対して	当する <mark>火災、</mark> 災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に	
	も原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を	対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、	
	行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、	報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合	
	第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。	には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行	
	イ 確定報告にあっては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書によ	う。	
	り県に報告する。	なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報	
	なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報	要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。	
	要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。	イ 確定報告にあっては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書によ	
		り県に報告する。	
	第2節 通信手段の確保	第2節 通信手段の確保	
106	1 市及び防災関係機関における措置	1 市及び防災関係機関における措置	改正後の災害対
	(4) 非常通信	(4) 非常通信	策基本法第 23

	人古对宋司		
	ア 非常通信の通信内容	ア 非常通信の通信内容	条の3第1項関
	(ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市	(1) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災	係
	町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、	害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に	
	その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、	発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、	
	配分、輸送等に関するもの。	物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。	
	第3節 広報	第3節 広報	
108	4 広報内容	4 広報内容	改正後の災害対
	(1) 地域災害広報	(1) 地域災害広報	策基本法第 60
	市は、次の事項について広報を実施する。	市は、次の事項について広報を実施する。	条第1項関係
	(略)	(略)	
	キ 避難の指示、勧告	キ 避難の指示	
	(略)	(略)	
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第1節 応援協力	第1節 応援協力	
111	2 市における措置	2 市における措置	
	(1) 知事に対する応援要求等(災害対策基本法第 68 条)	(1) 知事に対する応援要求等(災害対策基本法第 68 条)	改正後の災害対
	市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に	市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、	策基本法第 68
	対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合	災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に対して応援	条関係
	の知事に対する要請は西三河方面本部(豊田駐在)へ行う。	を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合の知事に対	
	ア 応援を要請する理由	する要請は西三河方面本部(豊田駐在)へ行う。	
	イ 応援を必要とする人員、資機材等	ア 応援を要請する理由	
	ウ 応援を必要とする場所、機関	イ 応援を必要とする人員、資機材等	
	エーその他応援に関し必要な事項	ウ 応援を必要とする場所、機関	
		エーその他応援に関し必要な事項	改正後の災害対
	(2) 他の市町村長に対する応援要求(災害対策基本法第 67 条)	(2) 他の市町村長に対する応援要求(災害対策基本法第 67 条)	策基本法第 67
	市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めると	市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、	条第1項関係
	きは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。	市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の	
	なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、	市町村長に対して応援を求めることができる。	
	その協定に基づき応援を求めるものとする。	なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、	
	また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に	その協定に基づき応援を求めるものとする。	
	対して応援を要求する。	また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に	
		対して応援を要求する。	
	第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	

117	大告対策計画 新旧対照表 市における措置 (5) 燃料供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料 を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動	市における措置 (5) 燃料・電気・ガスの供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動	協定の締結に伴 う修正等
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
125	■ 主な機関の応急活動	■ 主な機関の応急活動	令和2年3月31
	機関名 発災	機関名 発災	日に新たに災害
	院会豊 ○保健医療調整会議への参画	点 病 会 豊 ○保健医療調整会議への参画 精 院 、田 ○臨機応急な医療活動	拠点精神科病院
	() □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		を指定したため
	災加 (追加) 塩 (追加) 点医病師 (事務)	<mark>†</mark> <mark>火 加 </mark> ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送	
	<mark> </mark>	病	
		一	
	779 EIII		
100			
126	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
	区分機関名主な措置	区分機関名主な措置	
	第1節 豊田加茂医師 2(1) 保健医療調整会議への参画	第1節 豊田加茂医師 2(1) 保健医療調整会議への	
	医療救護 会、豊田加茂歯 2(2) 臨機応急な医療活動	医療救護 会、豊田加茂歯 参画	
	科医師会、豊田 2(3)追加	科医師会、豊田 2(2) 臨機応急な医療活動	
	加茂薬剤師会、 <u>2(4) 追加</u>	加茂薬剤師会、 2(3) 重傷患者等の受入・広域搬送	
	後方医療機関	後方医療機関、 <u>(災害拠点病院)</u>	
		災害拠点病院、 2(4) 精神科医療の提供・一時的避	
		災害拠点精神科 難患者の受入(災害拠点精神	
	Ab . Ab N	<u>病院</u> <u>科病院)</u>	
	第1節 医療救護 # 四十十十八四十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	第1節 医療救護 # 四十十十八 「一十十十十八 一十十十十八 一十十十十八 一十十十八 一十十二 一十二 一十 一十	A.T. a. Fr 11 :
126	2 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会及び後	2 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会及び後	令和2年3月31
	方医療機関等における措置	方医療機関等における措置	日に新たに災害
	(1)豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、みよし	(1)豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、みよし	拠点精神科病院
	市民病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。	市民病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。	を指定したため
	(2)初期においては、豊田加茂医師会、後方医療機関及び災害拠点病	(2)初期においては、豊田加茂医師会、後方医療機関及び災害拠点病	
	院が連携し、臨機応急な医療活動に努める。	院が連携し、臨機応急な医療活動に努める。	
	(3)追加	(3) 災害拠点病院は、地元医師会の医療活動を支援するとともに、被	

	(4) 追加	災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。 (4)災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者 の一時的避難に対応する。	
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
128	(6) 栄養指導等 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行う とともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 (追加)	(6) 栄養指導等 (7) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 (イ) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。	令和2年3月24 日に公益社団法 人愛知県栄養士 会と協定を締結 したため
	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
144	 市における措置 対象者 (略) イ 災害によって被害を受ける恐れがある者で次に掲げる者 (ア) <u>避難勧告、指示等</u>を受けた者 (イ) <u>避難勧告、指示等</u>を受けていないが、緊急避難の必要がある者 	 市における措置 対象者 (略) イ災害によって被害を受ける恐れがある者で次に掲げる者 (ア) <u>避難指示</u>を受けた者 (イ) <u>避難指示</u>を受けていないが、緊急避難の必要がある者 	
	第2節 要配慮者対策	第2節 要配慮者支援対策	
146	1 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移 送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を 実施するものとする。 (追加)	1 市における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努	まとめ)」 (R2.12)を踏

	(略) (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 各種ボランティア団体との連携 イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用 ウ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	 めるものとする。 (略) (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 各種ボランティア団体との連携 (削除) イ 愛知県災害多言語支援センター (大規模災害時に設置) が発信する多言語情報の活用 ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣 	多言語情報翻訳 システムの廃止 予定に伴う修正
	 第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給	第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
149	3 応援体制	3 応援体制	計画構成の見直
	$(1) \sim (2)$ (略)	$(1) \sim (2)$ (略)	L
	(3) 東海地震の警戒宣言が発せられた場合等の広域応援については、	<u>(削除)</u>	
	「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。		
1.50	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	T br = 4031 -
150	1 市における措置	1 市における措置	要領の一部改正
	(3) 米穀の原料調達 イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米) 調達が困難な場	(3) 米穀の原料調達 イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米) 調達が困難な場	に伴う修正
	るは、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米	るは、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米	
	報の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第10の2に基づ	報の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章I第11の2に基づ	
	く災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。	く災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。	
	第13章 遺体の取扱い	第 13 章 遺体の取扱い	
	第2節 遺体の処理	第2節 遺体の処理	
156	1 市における措置	1 市における措置	
	(1) 遺体の収容及び一時保存	(1) 遺体の収容及び一時保存	
	(略)	(略)	
	<u>(追記)</u>	◆附属資料42−1「災害時における棺等葬祭用品の供給等に関	
	<u>(追記)</u>	する協定書(株式会社出雲殿)」	
		◆附属資料42─2「災害時における棺等葬祭用品の供給等に関	

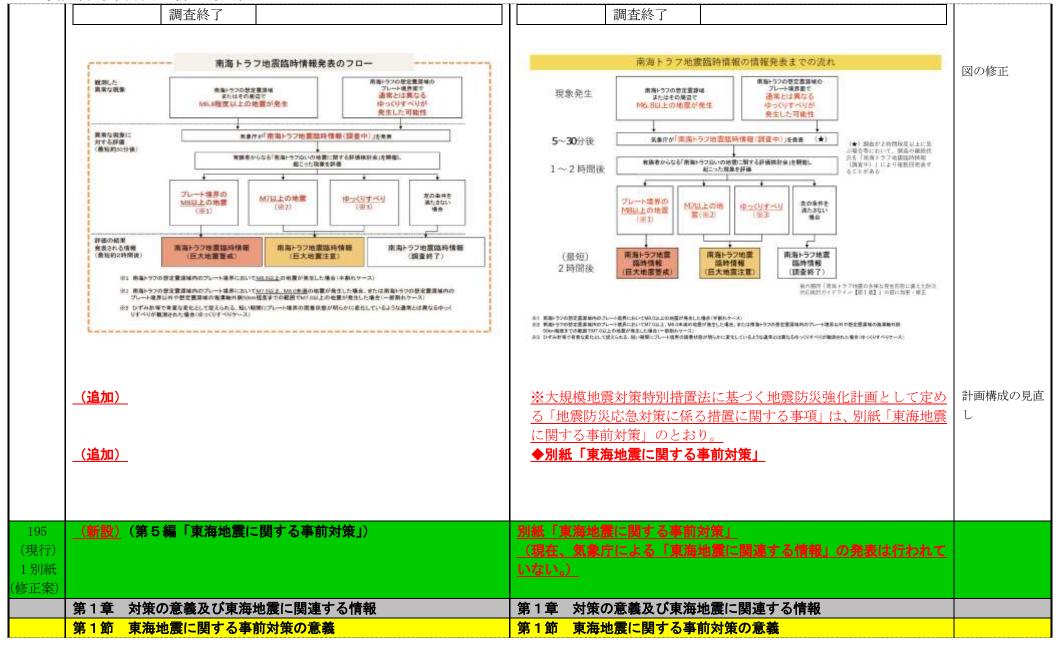
		する協定書(株式会社JAあいち豊田サービス)」	
	第3節 遺体の埋火葬	第3節 遺体の埋火葬	
157	1 市における措置	1 市における措置	
	(2) 遺体の搬送	(2) 遺体の搬送	
	(略)	(略)	
	◆附属資料第 <u>42</u> 「災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定		
	書(一般社団法人全国霊柩自動車協定)」	協定書(一般社団法人全国霊柩自動車協定)」	
	第 14 章 ライフライン施設等の応急対策	第 14 章 ライフライン施設等の応急対策	
	第3節 上水道施設対策	第3節 上水道施設対策	
162	水道事業者(愛知中部水道企業団)における措置	水道事業者(愛知中部水道企業団)における措置	計画構成の見直
	(2) 応援の要請	(2) 応援の要請	L
	<u></u> (略)	(略)	
	イ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、	_(削除)_	
	「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。		
	第 15 章 住宅対策	第 15 章 住宅対策	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
167	(略)	○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者の	国交省通知「空
	○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者の	ために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供	家等対策に係る
	ために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供	する。	災害対策基本法
	する。	○ 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認 「大野なる」 さな、 災害時には英国の盗用のかななった。 「大野なる」	の規定に基づく
	<u>(追加)</u> (略)	に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に欠ったなり、大きないのと悪見、関の世界として、必要に応	措置について」 (R2.12.25)を
	(吨)	し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応 じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空	(R2.12.25) を 踏まえた修正
		家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。	暗まえた修正
	第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
168	1 市における措置	1 市における措置	表記の整理
100	(1) 実施本部の設置	(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施	次品·> 正/工
	応急危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災	本部の設置	
	建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部	応急危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災	
	(以下「実施本部」という。)を設置する。	建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部	
	実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部	(以下「実施本部」という。)を設置する。	
	へ支援要請を行う。	実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部	
		へ支援要請を行う。	

(2) 判定活動の実施 (2) 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調 判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、 査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関す 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各一 表記の整理 る各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調 種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の 査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等につ 必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等につい いて、被災者に明確に説明するものとする。 て、被災者に明確に説明するものとする。 第5節 住宅の応急修理 第5節 住宅の応急修理 171 1 市における措置 1 市における措置 (1) 応急修理の実施 (1) 応急修理の実施 災害救助事務取 エ 修理の期間 エ 修理の期間 扱要領の改正 地震災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。た 地震災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定す だし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理が る災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了する できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小 ものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により 期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を 限の期間を延長するものとする。 得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援	
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等	
186	2 市における措置	2 市における措置	協定の締結によ
	(1) 罹災証明書の交付	(1) 罹災証明書の交付	る追加
	_ <u>(追加)</u>	◆附属資料第43—12「災害時における家屋被害認定業務に関す	
		る協定書(公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益財団法人	
		愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、公益財団法人愛知県不	
		<u>動産鑑定士協会)」</u>	
	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等	
186	1 県(総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等	1 県(総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等	被災者生活再建
100	所管局)における措置	所管局)における措置	支援法の改正に
	(1) 被災者生活再建支援金の支給	(1) 被災者生活再建支援金の支給	伴う修正
	ア県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災	ア県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災	,,,,,,,
	害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対し	害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生	
	て、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の	活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復	
	速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定	興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金	
	額の支援金を支給する。	を支給する。	
	(略)	(略)	
188	 5 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)にお	 5 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)にお	被災者生活再建
100	5 依贝有生活再建文接法人(公益財団法人都追府県センダー)にお ける措置	5 板災有生活再建文後法人(公益財団法人都追府県センダー)にお ける措置	放災有生活再建 支援法の改正に
	「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害に	17 3 相 E	伴う修正
	より全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生	よりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の	一一ノ
	活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興	再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に	
	に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支	資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支	

	給する。 (略)			給する。 (略)				
195	第5編 東海地震に関する事	<u>前対策</u>		_	<u>削除)</u> 		1-6-	別紙へ整理
0.0	<u>(新設)</u>		! 7	第	5編 南海トラフ地震臨時	情報発表時の来	<u> </u>	3744
86 (現行)	(第2編第12章 南海トラス■ 主な機関の措置	/地震區時情報	に対する防災対応)		主な機関の措置			計画構成の見直し
195	区分	機関名	主な措置		区分	機関名	主な措置	
(修正案)	第1節 南海トラフ地震臨時情報 (調査中)が発表された 場合の対応	市	情報収集・連絡体制の整備		1. 南海トラフ地震臨時 情報 (調査中) が発表され た場合の対応	市	情報収集・連絡体制の整備	
	第2節 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表 された場合の対応	市	情報収集・連絡体制 の整備 住民への周知・呼び かけ 避難対策等		2. 南海トラフ地震臨時 情報(巨大地震警戒)が発 表された場合の対応	市	情報収集・連絡体制 の整備 住民への周知・呼び かけ 避難対策等	
	第3節 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表 された場合の対応	市	情報収集・連絡体制 の整備 住民への周知・呼び かけ		3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	市	情報収集・連絡体制 の整備 住民への周知・呼び かけ	
86 (現行) 195 (修正案)	<u>第1節</u> 南海トラフ地震臨時	情報(調査中)	が発表された場合の対応	1	<u>.</u> 南海トラフ地震臨時情報	(調査中)が発	き表された場合の対応	計画構成の見直し
86 (現行) 196	第2節 南海トラフ地震臨時 の対応	情報(巨大地震	饕餮戒)が発表された場合	2	<u>.</u> 南海トラフ地震臨時情報 応	(巨大地震警戒	が発表された場合の対	計画構成の見直し

(修正案)	THE STATE OF THE S		
86	2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間	2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保するべき期間	表記の整理
(現行)	市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM		
196	8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源	8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(規模は最大クラス(M	
(修正案)	域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、	9) を想定) に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、	
	又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した	当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保す	
	後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価され	るものとする。	
	<u>た南海トラフ地震</u> 、以下同じ。)に対して、警戒する体制を確保する		
	ものとする。		
	また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制		
	を確保するものとする。		
89	9 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	9 市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	
(現行)	(3) 災害応急対策の実施上重要な建物	(3) 災害応急対策の実施上重要な建物	
196	(略)	(略)	表記の整理
(修正案)	イ 県は、 市町村推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必	イ 県は、市が南海トラフ地震防災対策推進計画に定める避難所	
	要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。	又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するも	
	(m/cr)	のとする。	
00			
89 (現行)	第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 の対応		計画構成の見直
197	عار (حرص	応	
(修正案)			
(修工采)	(参考 南海トラフ地震に関連する情報)	(参考 南海トラフ地震に関連する情報)	
90	「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを	「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを	表記の整理
(現行)	付記する条件	付記する条件	衣品*/正生
197	発表時間 キーワード 各キーワードを付記する条件	発表時間 キーワード 各キーワードを付記する条件	
(修正案)	地震発生等 調査中 (略)	地震発生等 調査中 (略)	
	から 5~30	から5~30	
	分程度	分	
	地震発生等 巨大地震警 (略)	地震発生等 巨大地震警 (略)	
	から最短で一戒	から最短で「戒	
	2時間程度 巨大地震注	2時間 巨大地震注	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	意	
	一	NEW	



(略)

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、第2編「災害予防」において定める。

(略)

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

計画構成の見直

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災 上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第1 節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第10章「防災訓練及び防災意識の向上」第2 節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」 で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔教育に関する事項〕

市における措置

第2編第10章第3節2で定める事項に加え、次の事項を教育する。

- (1) 東海地震の予知に関する知識
- (2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに 基づく措置の内容
- (3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

〔広報に関する事項〕

市における措置

	人名为宋司 画 利旧为無衣	(1) 防災に関する知識の普及 市は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令 時の心得に関する事項に留意する。 (2) 自動車運転者に対する広報 市は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な	
		行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。 (3) 家庭内備蓄等の推進 市は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第12章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。 また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊	
	第2章 地震災害警戒本部の設置等	<u>急に貯水するよう呼びかける。</u> 第2章 地震災害警戒本部の設置等	
202 (現行)	 第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 2 報告事項・時期 (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式 2)」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。 ア 報告事項は、次の事項とする。 (略) ③ 東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示(略) 	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等 2 報告事項・時期 (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式 2)」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。 ア 報告事項は、次の事項とする。 (略) ③ 東海地震予知情報の伝達、 <u>避難指示</u> (略)	改正後の災害対 策基本法第 60 条第1項関係
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
210 (現行)	 第1節 避難対策 1 市における措置 (1)避難対象地区の周知市は、地震により被害が予測される急傾斜地崩壊危険箇所等を避難勧告等の対象地区(以下「避難対象地区」という。)として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。 	第1節 避難対策 1 市における措置 (1) 避難対象地区の周知 市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となる べきがけ地崩壊危険地域等の範囲(以下「避難対象地区」という。) を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難情報 の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、 避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区 住民に対して周知するものとする。	改正後の災害対 策基本法第 60 条第1項関係

(2) 避難の勧告等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民等の生命及び 身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた 避難対象地区について、<u>避難の勧告、又は指示</u>を行い、あるいは警 戒区域の設定を行う。

(2) 避難の指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民等の生命及び 身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた 避難対象地区について、<u>避難の指示</u>を行い、あるいは警戒区域の設 定を行う。